

明監報第2号

政策部（政策室及びまち再生室を除く）定期監査及び  
行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定によ  
り、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)3月27日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 松 井 久美子

同 楠 本 美 紀

## 政策部（政策室及びまち再生室を除く）定期監査の結果について

### I 監査の対象

政策部

市長室

シティセールス推進室

広報課 シティセールス課

市民相談室

中核市準備室

### II 監査の期間

平成28年12月27日から平成29年3月27日まで

### III 監査の範囲

平成28年10月末日現在における財務に関する事務

### IV 監査の方法

政策部（政策室及びまち再生室を除く）各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 出張命令
- (9) 文書事務
- (10) その他

## V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

## 政策部（政策室及びまち再生室を除く）行政監査の結果について

### I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（選定の理由）

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていないが、公金と同様、適正に管理されていなければならない、管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

### II 監査の期間

平成28年12月27日から平成29年3月27日まで

### III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

### IV 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、政策部（政策室及びまち再生室を除く）各課の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

## V 監査の結果

政策部（政策室及びまち再生室を除く）で取り扱っている準公金のうち、市長室 2 件及び市民相談室 2 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。